

第2章 基本編

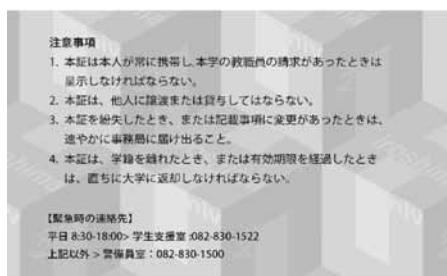
学生証

学生証は、皆さんが広島市立大学の学生であることを証明するものです。学生証裏面の注意事項を遵守し、学内外を問わず常に携帯し、本学の教職員等から要求があった場合は、いつでも呈示してください。

(表面)



(裏面)



○ 交 付

学生証はICカードになっており、入学後に全員へ交付します。

○ 有効期間

有効期間は修業年限とします。修業年限を超えて引き続き在籍する場合は、毎年1年間有効の学生証を旧学生証と引き換えに交付します。

○ 再交付について

学生証を紛失、破損等した場合は、直ちに教務グループに届け出て再交付の手続きをしてください。

- ① 「学生証再交付申請書」に必要事項を記入し、申し込んでください。
- ② 再発行のための実費(1,200円)は学生の負担です。

○ 学生証の返還

学生証は、卒業・退学等により学籍を離れた場合は、直ちに教務・研究支援室教務グループに返還しなければなりません。

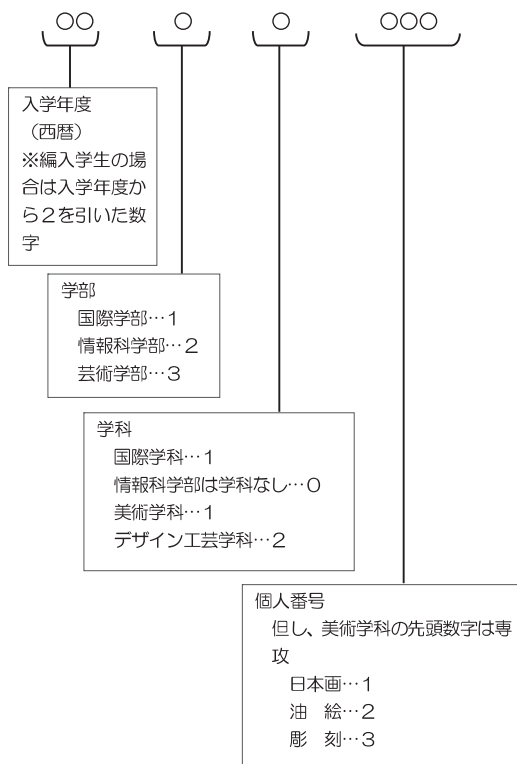
○ 仮学生証(試験の時、学生証を忘れたら)

学内試験を受ける際には、学生証の呈示が必要です。

学生証を忘れた場合は、「仮学生証」を証明書自動発行機にて発行後、教務・研究支援室教務グループで公印押印の手続きを受けてください。

○ 学籍番号

学籍番号は、次のような意味を持っており、在籍中だけでなく離籍後も変更されません。学業成績等はこの番号で処理され、また、学内で各種届出等の事務手続きをする場合、すべて学籍番号が必要ですから正確に覚えておいてください。



注意!

学生証を落としたり他人に貸したりするなどして悪用された場合、大きな被害を受けることとなります。

取扱には十分注意するとともに、紛失した場合には、必ず最寄りの警察署及び教務グループに届け出てください。

○ 急病・事故等の連絡

急病・事故等については、学生証裏面[緊急時の連絡先]へ連絡してください。

詳細については、94ページを参照してください。

大学事務局案内

大学事務局（本部棟・各学部事務局分室）では、学生の皆さんが快適な学生生活を送ることができるよう、下記のことについて、それぞれの担当部署が対応しています。大学生活を送る中で、疑問を抱いたり困ったりすることがあったら、相談してください。

○ 大学事務局窓口の取扱時間

通常期間	月～金曜日	8:30～18:00
休業期間		8:30～17:00
以下の日は事務を取り扱いません。		
- 土・日曜日		
- 国民の祝日に関する法律に定める休日（ただし全学授業実施日を除く。2020年度は11月23日）		
- 平和記念日 8月6日		
- 全学休業日（2020年度は8月13日、8月14日）		
- 12月29日から翌年の1月1日まで		

○ 履修に関すること

【本部棟1階】

履修について知りたい	教務・研究支援室 教務グループ 082-830-1504
履修する科目を届け出る	
講義内容について質問したい	
教員免許を取りたい	
追試験を受けたい	

○ 学籍に関すること

【本部棟1階】

学生証をなくした	教務・研究支援室 教務グループ 082-830-1504
休学したい・復学したい	
退学したい	
在学証明・成績証明などが必要	学生支援室 学生支援グループ 082-830-1522
住所等の変更があった	
保証人の変更があった	
学割を使いたい	
通学証明書が必要	

○ 経済生活に関すること

【本部棟1階】

授業料の減免を申請したい	学生支援室 学生支援グループ 082-830-1522
奨学金を申し込みたい	
アルバイトを探したい	
学生寮、アパートについて知りたい	
落とし物をした・拾った	
構内駐車場・駐輪場を使用したい	

○ 就職・キャリア形成支援に関すること

【本部棟1階】

就職・進路等について相談したい	キャリアセンター 082-830-1663
キャリアセンターの利用方法	
エントリーシート・履歴書の書き方を知りたい	
就職の内定が決まった	

○ 健康に関すること

【本部棟1階】

感染症にかかった (95～96ページ参照)	教務・研究支援室 教務グループ 082-830-1504 又は保健室 082-830-1510
体調がすぐれない 授業中や課外活動中にケガをした 健康について相談したい 健康診断証明書が必要	心と身体の相談センター 保健室 082-830-1510
悩み事を聞いてほしい	心と身体の相談センター 相談室 082-830-1570
交通事故にあった 保険に加入したい 保険金を申請したい	学生支援室 学生支援グループ 082-830-1522

○ 学生生活における配慮に関すること（障害学生支援など）

【本部棟1階】

障害や病気などのため学生生活に関する配慮について相談したい	心と身体の相談センター 保健室・相談室 082-830-1510、 1570
-------------------------------	---

○ 課外活動に関すること

【本部棟1階】

クラブ・サークルについて（知りたい、入りたい、作りたいなど）	学生支援室 学生支援グループ 082-830-1522
クラブ・サークルの行事を行いたい	
後援会から助成（補助）を受けたい<展覧会開催や学会発表、法律相談 等>	
学生会館・体育館などの施設を使いたい	
学内でチラシの配布や掲示をしたい	
ボランティア活動をしたい	
運動用具（ボール、グローブ、ラケットなど）や、キャンプ用品（バーベキューセット、ブルーシートなど）を借りたい	

○ 留学に関すること

【本部棟1階】

留 学 を し た い	国際交流推進センター 082-830-1784
-------------	----------------------------

○ 外国人留学生の支援に関すること

【本部棟1階】

外国人留学生の窓口は	国際交流推進センター 082-830-1784
------------	----------------------------

○ ハラスメントに関すること

【本部棟2階】

セクシュアルハラスメント・アカデミックハラスメントなどの相談窓口を知りたい	総務室 総務グループ 082-830-1520
---------------------------------------	-------------------------------

○ E-mail

《教務・研究支援室 教務グループ》

kyomu@m.hiroshima-cu.ac.jp

《学生支援室 学生支援グループ》

gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp

《心と身体の相談センター》

〈保健室〉

hokenshitsu@m.hiroshima-cu.ac.jp

〈相談室〉

soudanshitsu@m.hiroshima-cu.ac.jp

《キャリアセンター》

career@m.hiroshima-cu.ac.jp

《総務室 総務グループ》

shomu@m.hiroshima-cu.ac.jp

《国際交流推進センター》

iepc@m.hiroshima-cu.ac.jp

○ 証明書自動発行機

本部棟1階ロビー（教務・研究支援室前）に証明書自動発行機を設置しています。



〔自動発行できる証明書の種類〕

証明書の種類	注意事項
①在学証明書 (和文・英文)	申請時に在籍している学部・学科名で証明書を発行します。
②成績証明書 (和文・英文)	確定している修得済の単位及びこれに対する評価を、成績証明書として発行します。 また、学生の同意がある場合は、1年間の学業成績等を大学から保証人へ通知します。
③卒業見込証明書 (和文・英文)	卒業見込年次の履修登録終了後、卒業要件（履修単位数、在籍年数）の充足が見込まれる場合に証明書を発行します。
④学生旅客運賃割引証 (学割証明)	① 1人当たりの発行可能枚数は、年間20枚までです。20枚を超えて使用を希望する人は学生支援グループに申し出てください。 ② 学割証の有効期間は3か月です。 ③ 学割で乗車する場合は、学生証を必ず携帯してください。 ④ 他人名義、あるいは期限切れの学割証を使用するなど、不正使用した場合、 <u>運賃の3倍の追徴金が課せられるほか、本学の学生全般の信用にかかわるとともに、場合によっては本学に対する学割証の発行が停止されるなど、学友に多大な迷惑をかけることとなるので、絶対にしないこと。</u> ⑤ 旅行日程を考え、学割証1枚で往復・周遊等の乗車券を購入するなど、計画的に利用してください。
⑤健康診断証明書	保健室でも発行できます。
⑥仮学生証	窓口で公印押印後、有効です。

○ その他の証明書は窓口での発行となり、申請日の翌日交付となりますので注意してください。

〔証明書自動発行機の利用方法〕

発行機画面の指示に従って、以下のように各自で発行してください。

- ① ICカードをかざす
- ② 暗証番号を入力する
※万一、暗証番号を忘れた場合には、情報処理センターで新たに登録してください。
- ③ 必要な証明書の種類を選択し、部数を入力する
- ④ 証明書を受け取る

○ 成績証明書等の封入が必要な人は教務・研究支援室教務グループに申し出てください。

○ 発行機で発行できない時は、学割証明については学生支援グループ、健康診断証明書については保健室、それ以外は教務グループに問い合わせてください。

○ 定期券の購入

学生証でアストラムライン、広電バス、広電電車、広島交通、芸陽バス、備北交通バス、中国JRバスの通学定期券を購入できます。

JRの電車や上記以外のバスの通学定期券を購入する場合には、購入ごとに大学の証明書が必要です。（年度内で同区間であれば前の定期券と交換で購入できます。）

各種手続き

名称	内容	担当室	備考
履修登録	各学期始めの指定の期日に、履修しようとする授業科目を登録する手続き	教務・研究支援室 教務グループ	Web シラバス、時間割を参照 登録期間を厳守すること。 登録していない授業科目に関する出席及び成績については無効。
在学証明書 (和文・英文)	申請時に在籍している学部・学科名で 証明書を発行	教務・研究支援室 教務グループ	証明書自動発行機にて発行 手数料：無料
成績証明書 (和文・英文)	確定している修得済の単位及びこれ に対する評価を記載した証明書を発行	教務・研究支援室 教務グループ	証明書自動発行機にて発行 手数料：無料 (離籍者は 1 件につき 350 円)
卒業(修了)見込証明書 (和文・英文)	卒業(修了) 年次の履修登録終了後、 卒業(修了) 見込有資格者のみ取得可能	教務・研究支援室 教務グループ	証明書自動発行機にて発行 手数料：無料
卒業(修了)証明書 (和文・英文)	卒業(修了) 生からの申請により発行	教務・研究支援室 教務グループ	郵送又は教務・研究支援室窓口にて申請 (手数料：1 件につき 350 円)
休学願	やむを得ない理由により 2 か月以上 修学が見込めず、休学しようとする場合 に提出 また、承認を得た休学期間を変更しようとする場合	教務・研究支援室 教務グループ	所定の願用紙を受け取り、必要事項を記入し、本人及び保証人の署名・捺印後、所属学部の指導教員の承諾を経て、教務・研究支援室に提出。 休学理由を証明する書類等の添付が必要となる場合があります。 前期又は後期中途から休学する場合には、当該期の授業料全額を納付する必要があります。 休学が前期又は後期の全期間に渡る場合は、その学期が始まる前に休学願を提出すること。
退学願	病気、その他本人の都合によって退学 しようとする場合に提出	教務・研究支援室 教務グループ	所定の願用紙を受け取り、必要事項を記入し、本人及び保証人の署名・捺印後、所属学部の指導教員の承諾を経て、教務・研究支援室に提出。 前期又は後期中途で退学する場合には、当該期の授業料全額を納付する必要があります。
専門領域認定証 (国際学部のみ)	国際学部の専門科目のうち、特定のプログラム等から必要単位を履修することで、当該プログラム「領域」を専門に履修したことを認定し、発行 (P.44 参照)	教務・研究支援室 教務グループ	教務・研究支援室窓口にて申請 手数料：無料 (離籍者は 1 件につき 350 円)
仮学生証	学内試験等を受ける際、学生証を忘れた場合等に発行	教務・研究支援室 教務グループ	証明書自動発行機にて発行 手数料：無料 ※教務・研究支援室窓口で、記入及び公印押印後有効

名 称	内 容	担当室	備 考
住所届	入学後、指定された期日までに、現住所、緊急連絡先（帰省先）等をインターネットにより登録	学生支援室 学生支援グループ	届出が提出されていない場合、不利益が生じることがありますので、注意してください。
住所等変更届 (保証人を含む)	本人又は保証人(緊急連絡先)の住所、電話番号等に変更が生じた場合に提出	学生支援室 学生支援グループ	届出が提出されていない場合、不利益が生じることがありますので、注意してください。
学生証再発行願	学生証を紛失、破損、記載事項の変更等が生じた場合は、直ちに提出	教務・研究支援室 教務グループ	手数料：1,200円
通学証明書	JR 等の定期券を購入する場合に申請	学生支援室 学生支援グループ	通学の目的に限られ、アルバイト等、他の目的のためには利用できません。
学割証	帰省や課外活動等で JR の学生割引を利用する場合に証明書自動発行機で発行	学生支援室 学生支援グループ	証明書自動発行機で発行できるのは年間 20 枚までです。20 枚を超えて使用を希望する場合は学生支援室窓口で申請してください。
講義室利用申請書	講義棟 101 講義室、103 講義室を利用する場合に申請	学生支援室 学生支援グループ	特定の政党のための政治活動や特定の宗教のための宗教活動等を行う場合には施設の使用を認めない場合があります。
施設使用願	学生会館の集会室・和室、体育館、テニスコート、グラウンド、トラック&フィールド等の施設を使用する場合に提出	学生支援室 学生支援グループ	特定の政党のための政治活動や特定の宗教のための宗教活動等を行う場合には施設の使用を認めない場合があります。
後援会備品の貸出	キャンプ用品、運動用具、視聴覚機材等、後援会備品を借りたい場合に申請	学生支援室 学生支援グループ	予約受付は 1 か月前から可能です。
学生課外活動団体 結成届	新たに課外活動団体を結成する場合は毎年 5 月に結成届を提出	学生支援室 学生支援グループ	規約、年間活動計画、会員名簿、役員名簿、収入支出予算書等を添付してください。
学生課外活動団体 継続届	課外活動団体は、毎年 5 月に継続届を提出	学生支援室 学生支援グループ	規約、年間活動計画、会員名簿、役員名簿、収入支出予算書等を添付してください。
遠征届	課外活動団体が合宿のため団体で旅行等する場合に提出	学生支援室 学生支援グループ	代表者、顧問が押印のうえ、必要書類を添付してください。
遺失届・拾得届	学内で物品等を紛失したり、拾得した場合に提出	学生支援室 学生支援グループ	届けられた拾得物は大学で一定期間保管した後、順次処分をします。現金等は警察署に届けます。

名称	内容	担当室	備考
構内駐車・駐輪 許可申請書	自動車、二輪車で通学を希望する場合に申請	学生支援室 学生支援グループ	4月初旬に学内で実施する「交通安全講習会」を毎年受講してください。また、自動車通学の場合は、任意の自動車損害賠償保険に必ず加入してください。 自動車の駐車許可は有料です。 (年額 7,000 円)
個人ロッカー使用 申込書・通知書	国際学部、情報科学部の学生で個人ロッカーの使用を希望する場合に提出	学生支援室 学生支援グループ	申請は毎年指定した期間に受け付けるので、掲示板を確認して申込んでください。 鍵は各自で用意すること
健康診断証明書	教育実習、インターンシップ、就職活動等で必要な場合に証明書自動発行機にて発行	心と身体の相談センター 保健室	毎年4月に本学で実施する定期健康診断を受診した学生のみ発行できます。
自主研究活動・創作活動等費用助成申請書	学会発表、公募展出品、研究発表会開催等の自主研究・創作活動等の費用の助成を受ける場合に提出(1年度に1人・1回)	学生支援室 学生支援グループ	後援会加入者のみ申請できます。
学生教育研究災害 傷害保険請求書	教育研究活動中に、災害や傷害を受けた場合に申請	学生支援室 学生支援グループ	後援会加入者は入学後自動的に加入しています。 事故が発生した場合、直ちに学生支援グループに届け出てください。 事故発生日から30日以上経過して届出があった場合は保険金を受け取れない場合があります。
進路登録カード・ 進路調書(情報)	卒業後の進路について、進学、就職等の希望を提出	キャリアセンター	3年次に開催される進路説明会等で説明、配布
内定(合格)届・ 進路決定届	就職、進学において、内定、合格した場合に承諾、辞退に関わらず提出 最終的な進路の決定時にも提出	キャリアセンター	用紙は事務局で配布。又は大学ウェブサイトからも入手可能
就職活動報告書	就職採用試験を行った各企業について、今後の後輩の就職活動のために提出	キャリアセンター	用紙は事務局で配布。又は大学ウェブサイトからも入手可能
海外渡航届	旅行、留学、ボランティア活動などで海外へ渡航する前に提出	国際交流推進センター	用紙は事務局で配布。又は大学ウェブサイトからも入手可能 海外でトラブルに遭った場合に備え、渡航前に必ず提出をしてください。

学生への伝達・連絡

- 登校したら必ず掲示板を見よう！

学生の皆さんに対する告示、通知、呼出しなどは、掲示によって行います。従って、掲示によって伝達されたことに対して、掲示を見なかったために皆さんに不利益が生じてても、大学は責任を負いません。登下校の際には必ず講義棟入口の掲示板や各学部の事務室にある掲示板を見る習慣を身につけてください。

〔掲示物の内容〕

教務関係	履修科目登録の期限の通知等 休講・教室変更、補講の案内等
学生関係	奨学金の募集案内、減免申請の案内等 留学生支援の案内等
就職支援関係	就職ガイダンスの案内等

【講義棟デジタルサインズ】



【講義棟掲示板】



- 電話による学生の呼出し・照会はできません
家族や友人などから、大学へ電話による学生の呼出しを依頼されることがありますが、大学では、学生の居場所について把握しかねますので、呼出しには応じていません。
また、外部から学生の連絡先について問い合わせがあっても、お答えしていません。

- 広島市立大学ポータルサイト「いちぼる」を利用しよう！
「いちぼる」は、掲示板に貼り出す情報を見ることができたり、自分が履修している授業の休講・補講・教室変更等の情報を確認できたりする、大変便利なサイトです。
【URL】 <https://ichipol.hiroshima-cu.ac.jp/>
学外から利用するには、「おうち huneT (VPN 接続サービス)」(※) の設定が必要です。

【いちぼるログイン画面】



- (※) 「おうち huneT (VPN 接続サービス)」は、VPN (Virtual Private Network) という技術を使用し、学外からでも学内限定のネットワークサービス [学内限定ページの閲覧、自習学習用 (e-learning) システム、履修登録、成績確認等] を利用できるサービスです。このサービスを利用すれば、学外ネットワークから学内サーバへアクセスする際に、インターネット上を流れるデータを暗号化してくれますので、より安全に通信できるようになります。

参考 URL :

- おうち huneT (VPN 接続サービス) について

<http://www.ipc.hiroshima-cu.ac.jp/Private/doc/vpn/>

「緊急情報」の入手方法

- 「緊急情報」はここから入手しましょう！
通学に重大な影響があると思われる交通機関の運行状況など、緊急時の情報を全学公式サイトトップページ及び「いちぼる」に掲載します。
「自然災害や交通機関の運休時における授業の取扱い」については、29～30 ページに掲載しています。

○ 学内での喫煙は禁止です

本学では、「公立大学法人広島市立大学における受動喫煙防止対策の基本方針」（2019年6月）を定め、学内は全面禁煙としています。

喫煙スペースは設置していません。駐車場の自家用車内であっても、大学の敷地内で喫煙することはできません。

基本的な考え方

- (1) 本学の敷地内（屋内・屋外を問わない。）は、2019年7月1日から全面禁煙とする。
- (2) 対象者は、本学の学生、教職員及び学外者で本学の敷地に立ち入る者とする。
- (3) 本学の敷地外（特に周辺の路上）においても、周辺への迷惑となる喫煙を行わないように受動喫煙防止に配慮する。
- (4) 喫煙する学生及び教職員に対し、禁煙相談など健康保持のための対策を講じる。
- (5) 特に新入生に対してたばこの害を理解させ、たばこを吸わない環境づくりを整える。

○ 学内での飲酒は禁止です

本学では、学内での学生の飲酒を禁止しています。

特に新入生歓迎会や大学祭のシーズンに、飲酒の無理強い、イッキ飲みなどで大量のお酒を短時間に飲み、急性アルコール中毒を発症して学生が死亡する事故も報道されています。

適量のお酒は心身の緊張を和らげ、ストレス発散に効果的と言われます。しかし、飲み方によっては死に至ることさえあります。お酒の性質をよく知って、上手な飲み方を心得ておいてください。

※ 未成年者の飲酒は法律で禁止されています。

○ 学内の環境美化について

学内の環境維持と美化は、学生一人ひとりの理解と協力がなければ不可能です。

大学側では、常に清掃を行い学内環境維持・美化に努めていますが、学生の皆さんも自分たちの大学ですから、美しい環境を維持するよう心がけてください。

- ◆ ゴミのポイ捨てはしない。
- ◆ ゴミは決められた場所に分別して捨てる。
- ◆ ゴミを見つけたら、進んでゴミ箱へ入れる。
- ◆ 壁や窓ガラス等への貼紙・落書きはしない。

○ インターネットや SNS（Twitter、Facebook、LINE など）の利用上のマナー

本学のネットワークで提供されている各種サービス（電子メール、ウェブサイト閲覧など）を利用する場合には、一般社会と同様のマナーを守ることが求められます。情報処理センターのウェブサイトに掲載されている「コンピュータ・ネットワーク利用のガイドライン」と「ネットワーク上でのトラブルを回避するための心得」をよく読んで、責任ある態度でネットワークを活用してください。

特に、著作権を侵害する行為や SNS（Twitter、Facebook、LINE など）の利用については、以下のことに注意してください。

- (1) 著作権のある画像や動画、音楽データなどを無断でダウンロードやアップロードする行為は、著作権の侵害となります。法的処罰の対象になりますので、絶対に行わないでください。
- (2) ファイル共有機能を持つ P2P 通信ソフト（BitTorrent, Winny, Share 等）の学内利用は禁止しています。このようなソフトで共有されているファイルの多くには、著作権で保護されたコンテンツが含まれている場合があるため、自宅等での利用にも十分注意しましょう。
- (3) SNS への軽率な投稿で、思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。場合によっては、法的処罰の対象になります。また、投稿した内容は、公の情報として、マスコミ等で利用されることもあります。
- (4) 匿名で発言した場合も含め、インターネット上でトラブルを起こした多くの場合、利用者の特定は可能です。無責任な態度はとれません。
- (5) 個人情報の漏洩には十分に注意しましょう。たとえば、位置情報が記録された写真を投稿した場合、自宅の場所等が特定され、事件に巻き込まれる場合もあります。スマートフォン等の設定を確認しておきましょう。また、友人との写真を投稿する場合でも必ず本人の許可を取るなど、プライバシーの侵害に留意しましょう。

参考 URL :

- コンピュータ・ネットワーク利用のガイドライン
<http://www.ipc.hiroshima-cu.ac.jp/Private/guideline/guideline-network.html>
- ネットワーク上でのトラブルを回避するための心得
<http://www.ipc.hiroshima-cu.ac.jp/Private/guideline/guideline-trouble.html>

○ 交通事故に注意

最近、学生が主原因となった事故が多発しています。

運転免許取得後しばらく運転すると、運転に慣れ、スピードを出し過ぎたり、飲酒運転をしたりする者が出てきます。初心を忘れず安全運転を心がけましょう。

交通事故は被害者、加害者双方に不幸な結果をもたらします。一人ひとりが交通事故の恐ろしさを自覚し、未然に防ぐよう注意しましょう。



【事故防止のポイント】

- ① 制限速度の厳守！
- ② 前方注視の徹底！
- ③ 交差点等における安全確認の徹底！
- ④ シートベルト・ヘルメット着用の徹底！
- ⑤ 飲んだら乗らない、乗るなら飲まない！！

【事故を起こしたり、事故に遭ったりした場合】

すぐに警察に連絡し、指示に従うこと。また、速やかに学生支援室にも報告すること。

困った時には「交通事故相談」に！

広島市役所 市民相談センター

Tel. 082-504-2120

(月～金曜日 8:30～17:00)

○ 住民票の異動届

転居により住所を変更した時は必ず住民票の異動（転出・転入の届出）を区役所に届けなければいけません。このことは「住民基本台帳法」で定められています。

住民票の異動届をしていない場合、法令に違反するだけでなく、さまざまな不利益を被ることになりますので注意してください。

(国政・地方選挙での投票※、本学大学院へ進学する際の入学料、運転免許証住所変更未届けによる罰金等)

※選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、住民票の異動（転出・転入の届出）をしていないと、国政・地方選挙で投票することができません。実家を離れて一人暮らしをされている方は必ず住民票の異動（転出・転入の届出）を区役所に届け出てください。なお、住民票を異動させても一定期間を経過しないと居住地での投票ができない場合があります。